

三井住友海上火災保険株式会社山形支店との損害調査結果の提供及び利用等に関する協定の締結について

1 本協定について

豪雨等による水害が発生した場合における罹災証明書の交付を円滑かつ迅速に行うため、損害調査結果の提供及び利用等に関する協定を締結するもの

2 協定の目的

豪雨等による水害が発生した場合において、被災者に対する罹災証明書の交付を円滑かつ迅速に実施できる体制を整備する。

損害保険会社では、保険金給付のために必要な損害調査を実施しており、水害に関する基準は、罹災証明書の交付に係る調査の基準と類似していることから、損害調査の結果の提供を受けることにより罹災証明書の交付事務の負担軽減と迅速化が期待できる。

3 協定の相手方

名 称 三井住友海上火災保険株式会社 山形支店

所在地 山形市旅籠町3丁目2番10号

4 協定の主な内容

罹災証明の交付に必要な情報として、相手方が保有する次の情報について無償で提供を受ける（顧客からの同意を得た場合に限る。）。

【保険契約情報】	【損害調査情報】
・証券番号	・建物所有者
・住所	・目的所在地
・申込人氏名	・構造用法
・電話番号	・専有面積
	・受付番号
	・構造
	・階数
	・外力損傷の状態
	・浸水区分
	・浸水高
	・写真（浸水高）
	・写真（損害部）

5 協定締結日

令和8年1月9日（金）

6 その他

- 相手方の市内火災保険契約件数（水災担保者）は、2,098件（R7年9月末現在【最新】）
- 講師派遣による住家被害認定調査員の育成研修及び技術支援を無償で提供を受けることができる。